

令和8年度事業計画

■はじめに

地域におけるつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境はさらに変化しており、地域に暮らす誰もが安心して、自分らしく生活が続けることができる地域づくりに向け、本会に求められる役割は、ますます重要となっています。

全国の社協、民生委員・児童委員の皆様や、市内の社会福祉法人、福祉施設をはじめとする関係機関、団体とのネットワークを基盤として、さまざまな福祉課題に向き合い、本会事業のさらなる充実や組織体制の強化、職員の資質向上などに努め、社会情勢や支援施策の変化を踏まえ、西東京市との連携・調整、さらなる工夫を行いながら事業執行に努めてまいります。

■重点課題

1. 第五次西東京市地域福祉活動計画の推進

令和6年3月に策定した「第五次西東京市地域福祉活動計画」及び「第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン」における年次目標達成と中間年度として、地域福祉活動計画進行管理委員会における評価を踏まえ、引き続き西東京市版地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

2. 組織・職員定員適正化の継続的な検討

今後の生活支援体制整備事業の職員配置や事務局長人事等、不確定な要因があり、令和7年度は改定ができなかった定員適正化計画について、地域課題等の解決に関わる相談支援部門の体制充実や、必要となる人員の適正確保等、中期的な事業実施を見込んだ業務量を精査し、改定を行います。

人材確保について、ハローワークや福祉系大学等と連携するほか、高齢職員の雇用延長、雇用確保の検討をすすめ、持続可能な組織運営を図ります。

3. 職員のスキルアップ

「人材育成・活用基本方針」、「職員研修方針」に基づき、計画的、戦略的な研修による職員育成によるスキルアップを図り、国や西東京市の動きに合わせて、地域ニーズを的確に把握し、市民の期待に応えられるよう、地域づくりを進めます。

4. 自己財源の確保

財政面においては、引き続き積立金を取り崩す対応が必要なため、厳しい状況に置かれています。

令和6年度に改訂した「自己財源確保計画（改訂版）」の着実な実行に向けて、「自己財源確保計画（改訂版）」を、プロジェクトチームを中心に全職員が一丸と

なって取り組み、自己財源の確保に取り組めます。

■組織全体の取り組み

1. 西東京市版地域共生社会実現に向けた取り組み（西東京市スタイル 2.0 の構築）

西東京市では、福祉分野の相談だけでなく、地域で生活する上において必要となる様々な相談支援を行う総合相談窓口「福祉丸ごと相談窓口」を設置し、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施をとおして地域生活課題の解決に取り組んでいます。

本会においても、総合相談窓口の要となる地域福祉コーディネーターの配置により、ふれあいのまちづくりなどの地域福祉活動との連携を深め、西東京ボランティア・市民活動センターの事業が連携を図り、地域課題の解決を図る西東京市スタイル 2.0 の構築に向け、アクションプランの実施項目ごとの達成に着実に取り組んでいます。

2. 市内社会福祉法人との連携強化（西東京市社会福祉法人連絡会の事務局運営）

社会福祉法人同士の連携、ネットワークを活かし、各法人の専門性や経験により、地域づくりに貢献する西東京市社会福祉法人連絡会の全体および、地域公益活動分科会、人材確保・育成活動分科会、広報啓発活動分科会の事務局機能を担い、積極的に推進します。

分科会機能による課題解決に取り組むとともに、加盟法人の横断的な活動について検討を進め、市内の法人間の連携による地域における公益的な取り組みを充実強化し、新規に市内で事業を開始する社会福祉法人を含め、連絡会未加入法人への働きかけを継続し、市内で事業を実施する全ての社会福祉法人の参加を目指します。

3. 災害に備えた取り組み

西東京市との協定による大規模災害の発災時の災害ボランティアセンターの設置運営のみならず、近年の台風災害等における本会の役割等についても、西東京市危機管理課をはじめとする所管部署と協議・検討をしていきます。

- ・災害時初動訓練、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し、発災時における事業の継続・実施、被災市民に対する生活の復興支援・生活再建支援に備えます。
- ・八丈町台風被害など他地域で起きた災害に対し、東京都社会福祉協議会と連携し、被災地支援に職員を派遣してまいりました。発災時のみならず、生活再建期の支援について、派遣職員の経験を全職員が共有し、今後市内が発災した際の災害ボランティアセンターの運営に活かします。また、被災地支援のため派遣依頼があった場合は、事業場内の業務の調整を行った上で職員の派遣を実施します。

■総務課の取り組み

1. 組織運営・強化

(1)理事会、監事会、評議員会の開催

- ①社会福祉法に基づいた適切な会議運営を行うとともに、役員、評議員への積極的な情報提供を行い、法令に沿った適正かつ効果的な組織運営に努めます。

(2)各種計画などの確実な実行と進行管理

- ①人材育成・活用基本方針、自己財源確保計画（改訂版）などの各種計画が確実に実行されるよう、計画的に取り組むとともに、その進行管理を行います。
- ②第五次西東京市地域福祉活動計画を具現化するためのアクションプラン、効果的な事務事業評価制度を実施し、事務事業の改善・強化に取り組むとともに、人事考課制度および職員研修方針により職員のスキルアップを図ります。

(3)財務基盤の強化

- ①社会福祉協議会に対する理解と参加を得るために、様々な媒体や機会を活用した広報活動を強化し、会員加入の促進に努めます。
- ②組織の見直しや必要となる人員の適正確保について、適正な内部留保や退職引当金の確保なども含め、西東京市との協議・調整を進めます。
- ③市民の参加によるチャリティ・市民ゴルフ大会の開催やチャリティバザー等の実施の他、自己財源の確保に努めます。また、新たな市民の参加によるチャリティ事業の実施について検討します。
- ④「香典寄附」、「相続寄附」、「遺贈」による寄附の方法を市民へ周知し、理解を求めます。
- ⑤「地域福祉応援型自動販売機」事業の拡大に努めます。
- ⑥本会ホームページへのバナー広告の掲載を募集し、その広告料を自己財源の一つとします。

(4)DX化の推進と情報セキュリティの確保

- ①令和7年度は、グループウェアの導入、年末調整のシステムの導入等を行い、業務の効率化と情報共有を推進し、住民のサービス向上を図りました。
引き続き、労務管理システムの導入等、一層のDX化を図り地域福祉の推進に注力できるよう取り組みます。
- ②職員全員の情報セキュリティ意識を徹底するため、研修等を継続実施し、情報セキュリティポリシーの遵守に努めるとともに、専門員と連携し、情報セキュリティポリシーの実施手順書の整備を順次行います。

2. 連絡調整、ネットワークづくり

- ①保健、医療、福祉、教育などの機関や、民生委員・児童委員協議会、ボランテ

ィアグループをはじめ各市民活動団体などとの連絡、調整に努め、課題の解決やネットワークづくりをとおして、地域福祉の推進に取り組みます。

②西東京市社会福祉法人連絡会への支援および法人連絡会がNPO法人や他団体と連携できるよう、支援します。

③地域全体における連携を強化するため、組織内の連携のあり方を協議します。

3. 普及宣伝（広報活動）

①ホームページやSNSの活用や社協だより、掲示板、パンフレットなどによる広報活動をとおして、市民に必要な情報を提供します。

②各種事業への市民参加の促進に努めると同時に、地域の取り組みに積極的に参加することで普及宣伝につなげます。

③広報媒体に本会のキャラクター「福しんごうくん」を積極的に掲載するとともに、「福しんごうくんガチャ」や「福しんごうくんの着ぐるみ」を活用することで、幼児を持つ家族をはじめとする若い世代へ本会の存在を周知します。

4. 要介護認定調査事業（市受託事業）

東京都の指定市町村事務受託法人として、西東京市との協働により要介護認定調査事業を受託し、西東京市が定めた地域割に沿って、専門性、信頼性のある認定調査を実施します。

■福祉活動推進課の取り組み

1. 福祉活動推進事業

(1)相談支援事業（市受託事業）

地域福祉コーディネーターが、個別の生活課題や地域課題の相談を受け、ほっとネット推進員やふれあいのまちづくり住民懇談会、関係機関・団体などと連携して解決に向けて、地域福祉コーディネーター事業に取り組みます。

重層的支援体制整備事業を推進するため、関係機関、団体などへの周知を行うとともに、連携、協働の強化を図ります。

(2)小地域福祉推進事業

ふれあいのまちづくり推進委員会においてふれまち事業の在り方について検討します。住民懇談会活動が休止している小学校通学区域の住民意識調査を行い、住民懇談会の再組織化及び充実化を図ります。また、地域活動拠点を近隣住民などの理解と協力を得ながら運営します。北部地域の新規活動拠点の開設に向けて、関係各所に働きかけを行います。

地域福祉活動を推進するため、歳末たすけあい・地域福祉募金の配分金を活用して地域活動団体などに助成します。

(3)生活支援体制整備事業（市受託事業）

第1層生活支援コーディネーター及び就労的活動支援コーディネーターの配置により、高齢者のボランティア活動の推進、介護予防や社会参加につながるサロン活動などの様々な場作りをとおして、地域福祉コーディネーターや地域包括支援センター等との効果的な連携を図りつつ、事業実施の方法について、市との協議を行います。

また、令和8年度末の事業受託終了に向けて、引継ぎ準備を進めます。

(4)生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

生活困窮者に対して、関係機関と連携しアウトリーチも含めた包括的な支援を行います。また、引きこもり相談窓口として、当事者および家族への継続的な支援を行います。自立支援計画を作成し、支援調整会議で計画の適正さを確認します。保谷庁舎の窓口を担う中で、今まで以上に地域福祉コーディネーターと連携を強化していきます。

2. ボランティア・市民活動推進事業

(1)ボランティア活動の推進

ボランティアの力を借りたい人とボランティア活動をしたい人をつなぎます。特に小中学校におけるボランティア活動の強化に取り組みます。コーディネート業務で把握したニーズを解決するための事業を企画・実施します。ボランティアニーズに即した講習会や福祉体験、夏！体験ボランティアなどを企画、実施します。

(2)災害時に備えた取り組み

災害に備えた取り組みとして、災害時におけるボランティアの確保と災害ボランティアセンター設置時の協力スタッフを増やすため、各種養成講習会を開催します。平時において、災害時の課題解決に向けたネットワークづくりや、災害時における対応につなげる取り組みを行います。

3. 募金事業

募金受配団体や市内の小中学校、スポーツチーム等、募金活動への協力者の拡大に取り組み、民生委員・児童委員や地域で活動している方々の協力を得て、募金の使途を分かりやすく伝え、社協全体として以下の募金事業を推進します。

(1)歳末たすけあい・地域福祉募金運動

地域福祉活動の充実を図ることを目的に歳末たすけあい・地域福祉募金運動を展開します。配分検討委員会において、地域ニーズに沿った配分を検討します。

(2)共同募金運動

赤い羽根共同募金運動に協力し、地域福祉の増進を図ります。募金活動を展開

するとともに、地域福祉ニーズを反映させるため、西東京地区協力会に共同募金配分推せん委員会を設置し、東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行うほか、地域配分に関して、共同募金配分推せん委員会が受付窓口を担うことについて協議します。

■福祉支援課の取り組み

1. 福祉サービス支援事業

(1)権利擁護センターあんしん西東京事業（市受託事業）

第5期西東京市地域福祉計画における成年後見制度利用促進基本計画に基づき、引き続き、中核機関の体制整備と計画の推進に努めます。

事業の広報・啓発に努め、市民や関係機関に向けた講座等を開催するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築にむけてチーム支援の実施や、協議会のモデル開催に取り組みます。

(2)日常生活自立支援事業（東社協受託事業）

権利擁護を必要としている人が、安心して地域で生活できるよう迅速に対応し、適切な支援につなげます。係内で連携し、成年後見制度が必要になった時に、円滑に移行できるよう支援します。また、頼れる身寄りのいない方への支援を含む、新たな制度や社会資源の情報収集をします。

(3)法人後見事業・法人後見監督事業

法人後見受任方法を整備し、アクションプランに基づき、法人後見業務を行います。社会貢献型後見人（市民後見人）研修修了生の実習、育成を行います。また、社会貢献型後見人の後見監督人を受任し、不正防止の徹底と社会後見型後見人の支援を行います。

2. サービス提供事業

(1)在宅福祉サービス事業

有償にて援助活動を行う社協会員相互の助け合い活動を実施します。安心して暮らせる地域づくりを推進するため、ファミリー・サポート・センター事業や関係機関との連携をすすめながら、協力会員の増強とスキルアップを図ります。

(2)ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

支援等を受けることを希望するファミリー会員と支援を行うサポート会員との相互援助活動を支援します。サポート会員の増強に努め、講習会を通して技術の向上と虐待防止等のリスク管理に努めます。他事業とのすみ分けを意識し、会員同士の地域交流、専門機関や在宅福祉サービス等の事業とも連携します。

(3)高齢者生きがい推進事業（市受託事業）

福祉会館・老人福祉センターにおいて、健康教室や各種講座、シニア大学など

の事業を実施し、高齢者の生きがいづくりを進めます。

(4)生活福祉資金貸付事業（東社協受託事業）

新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の償還等手続き、従来の貸付制度の相談、償還相談において丁寧に対応します。貸付対象とならない場合には関連する他事業と連携しながら、世帯の安定と経済的自立を支援します。

(5)受験生チャレンジ支援貸付事業（市受託事業）

高校、大学などの受験生の子どもがいる世帯で、一定の要件に当てはまる世帯に対し、学習塾などの費用や高校、大学などの受験費用について貸し付けを行うことにより、世帯の経済的負担軽減を図ります。